

ヘルパーの禁止事項

- 1) 医師から認められていない医療行為。
- 2) 利用者や家族からの金銭、物品、飲食等の授受。
- 3) 契約者以外の家族等に対するサービスの提供。
- 4) 利用者と一緒に飲酒、喫煙、飲食。(飲食は障がい者移動支援の場合を除く)
- 5) 身体拘束、行動を制限する行為。(障害者及び利用者が第三者等の生命及び身体の緊急性が生じた場合を除く)
- 6) 利用者又は家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為。
- 7) 利用者との間でお金の貸し借りや代金の立替。
- 8) 利用者又は家族等から金銭、預貯金通帳、書類、証書を預かり、金銭の出し入れなど。
- 9) 利用者に自宅の電話、携帯番号は教えない。
- 10) 必要以外は 利用者に直接電話をしない。

援助が出来ない事項について

- 1) 踏み台や脚立が必要な程の高所での作業。
- 2) 本人が使用している以外の家族の部屋の掃除・調理。
- 3) 契約内容・指示書以外の事。

個人情報守秘義務について

個人情報保護法 (2005年4月施行)

個人情報とは

個人に関する氏名、生年月日、性別、に限らず個人の身体、財産、職種、肩書き等に関して、事実、判断、評価を表す、すべての情報。

秘密保持に関する基準

指定訪問介護事業所の従業者は正当な理由が無く、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も秘密は守る。

情報流出を防ぐ為の注意

- 1) 利用者情報は利用者の知人や近所の人に聞かれてついつい話してしまう恐れがあるので気をつける。
- 2) 利用者について、会議以外の場所ではヘルパー同士が井戸端会議のような話は慎む。誰が聞いているか解らない。

利用者宅で

- 1) 利用者に他の利用者のことや、他のヘルパーの事も話さない。
- 2) ヘルパー自身の家庭内のことも話さない。